## 平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29一24)

| 施策名                                    | 5-3.野生生物の保護管理   |            |                |            |          |       |  |  |  |  |  |  |
|--|---|------------|----------------|------------|----------|-------|--|--|--|--|--|--|
| 施策の概要                                  | 絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。 |            |                |            |          |       |  |  |  |  |  |  |
| 達成すべき目標                                | 新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。                                |            |                |            |          |       |  |  |  |  |  |  |
| 施策の予算額・執行額等                            | 区分  |            | 27年度           | 28年度       | 29年度     | 30年度  |  |  |  |  |  |  |
|  | 予算の<br>状況<br>(百万  | 当初予算(a)    | 2800           | 3,264      | 3,693    | 4,072 |  |  |  |  |  |  |
|  |   | 補正予算(b)    | 503            | 700        | _        | _     |  |  |  |  |  |  |
|  |   | 繰越し等(c)    | △715           | 230        | (※記入は任意) |       |  |  |  |  |  |  |
|  | 円)  | 合計(a+b+c)  | 4018           | 4,194      | (※記入は任意) |       |  |  |  |  |  |  |
|  | 執行額(百万円)  |            | 3408           | 3,386      | (※記入は任意) |       |  |  |  |  |  |  |
| 施策に関係する内閣の重<br>要政策(施政方針演説等<br>のうち主なもの) | 生物多様  | 性国家戦略2012- | -2020 (平成24年9) | 月28日 閣議決定》 |          |       |  |  |  |  |  |  |

|      | ı   |  | Т                            |                                      |                                 |                |      |   |    |  |
|------|---|--|------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|----------------|------|---|----|--|
| 測定指標 | (~25年度)<br>絶滅危惧種の現状把握と<br>保護増殖の進捗状況<br>(26年度~)<br>国内希少野生動植物種の<br>新規指定数<br>(平成26年度以降の累計) | 基準値  | 実績値                          |                                      |                                 |                |      | 目標値   | 達成 |  |
|      |   | ı  | 25年度                         | 26年度                                 | 27年度                            | 28年度           | 29年度 | 32年度  | 0  |  |
|      |   | I  | レッド<br>デー<br>タブック<br>の<br>作成 | 41種                                  | 86種                             | 119種           | 171種 | 300種  |    |  |
|      | 年度ごとの目標値  |  | _                            | 30種                                  | 75種                             | 120種           | 165種 |   |    |  |
|      | 奄美大島におけるマン<br>グースの捕獲努力量あた<br>りの捕獲数(1,000罠日当<br>たりの捕獲数)                                  | 基準   | 施策の進捗状況(実績)                  |                                      |                                 |                |      | 目標  | 達成 |  |
|      |   | _  | 25年度                         | 26年度                                 | 27年度                            | 28年度           | 29年度 | 34年度  | _  |  |
|      |   | _  | 奄美大島<br>0.04頭                | 奄美大島<br>0.015頭                       | 奄美大島<br>0.008頭                  | 奄美大島<br>0.010頭 | 集計中  | O頭<br>(毎年度減少)                                   |    |  |
|      | 年度ごとの目標   |  | _                            | _                                    | _                               | _              | _    |   |    |  |
|      | ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)  | 基準   | 施策の進捗状況(実績)                  |                                      |                                 |                |      | 目標  | 達成 |  |
|      |   | 23年度   | 25年度                         | 26年度                                 | 27年度                            | 28年度           | 29年度 | 35年度  |    |  |
|      |   | 推央ンジ頭ンション<br>推央ンジ頭シ96<br>アクション<br>アクション<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクラック<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アク<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アクター<br>アク<br>アク<br>アク<br>アク<br>アク<br>アク<br>アク<br>アク<br>アク<br>アク | ニホンジカ                        | ニホンジ<br>カ315万<br>頭、イノシ<br>シ109万<br>頭 | ニホンジ<br>カ304万<br>頭、イノシ<br>シ94万頭 | 集計中            | 集計中  | 平成23年度比で<br>半減<br>(ニホンジカ125<br>万頭、イノシシ<br>50万頭) | _  |  |
|      |   |  |                              |                                      |                                 |                |      |   |    |  |

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり <絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存> ・主に二次的自然に分布する絶滅危惧種を対象とした「特定第二種国内希少野生動植物種」制度や希少種 の保護増殖について一定の基準を満たす動植物園等を認定する「認定希少種動植物園等」制度の創設等 を盛り込んだ種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)へ向けて、関係政省令を整備するとともに、基 本方針の変更に向けた検討を行った。 ・国内希少野生動植物種について、新たに52種を追加指定した。 ・国内希少野生動植物種の保全について、平成29年10月にツシマウラボシシジミの保護増殖事業計画を策 ・トキの保護増殖事業では、平成28年3月に策定したトキ野生復帰ロードマップ2020の「平成32年頃に佐渡 島内に220羽のトキを定着させる」との目標達成に向け、野生下で56年連続でヒナの巣立ちが確認されると ともに、過去最多となる77羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進している。 ・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、舟志ノ内地区におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング手法 の開発等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向 けた各種準備を進めた。 ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒ ナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を 目的としたライチョウ飼育に取り組んだ。平成29年5月には飼育下個体による人工繁殖に初めて成功した。 ・ワシントン条約第69回常設委員会(SC69、平成29年11月~12月・スイス連邦)に積極的に参画した。また、 ワシントン条約附属書掲載種について、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。 ・希少野生動植物等の国内取引については、平成29年種の保存法改正にあわせた登録データシステムの 改修及び既登録データの電子化を行った。 <遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> 目標達成度合いの ・カルタへナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し 測定結果 (判断根拠) 生物多様性影響の審査を実施している(平成29年度は37件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内 外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見ら れる。平成29年度には名古屋クアラルンプール補足議定書が発効し、これの国内担保としてカルタヘナ法 及び関連する省令の一部を改正し、施行した。 価 ・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成29年 結 度には46箇所で環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。とりわけマングースについ 果 ては、継続的な取組により生息密度低下が確認できている。 ・また、平成29年6月に国内で初めて特定外来生物であるヒアリが確認されたため、専門家会合からの知見 を得ながら、確認地点周辺や主要な侵入経路である港湾で調査を行い、発見した個体はすべて防除すると ともに、初期対応の参考資料として同定マニュアルや防除の基本的考え方を整備し、全国7箇所でヒアリ対 策の講習会を実施した。国民からの情報提供や相談の窓口として、ヒアリ相談ダイヤルを設置した。 ・平成29年度には、外来生物法に基づき、クビアカツヤカミキリ等の14種類を特定外来生物として新たに指 定し、合計146種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態系等 への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功して いる事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種 の保護上、一定の成果が出ている。 <野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対 し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援した。 ・講習会等を開催し、狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕 獲体制の強化を図った。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施した。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュア ルを改訂したことにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。 施策の分析 次期目標等への 反映の方向性 ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に 分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科 学的知見を活用した。 希少野生動植物種保存基本方針の見直しを検討するにあたって、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会及び希 少野生動植物種保存基本方針検討会を開催し、学識者の知見を活用した。 学識経験を有する者の知 見の活用 ・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。 さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様 性影響の審査を実施した。 ・鳥獣法の基本指針について見直しを検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護 及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 |政策評価を行う過程にお |環境省レッドリスト2017・環境省版海洋生物レッドリスト・平成27年度鳥獣関係統計 いて使用した資料その他 の情報

自然環境局

野生生物課

担当部局名

作成責任者名

(※記入は任意)

野生生物課長

堀上 勝

政策評価実施時期

平成30年5月